

製品プラスチックの資源回収の開始について

令和 7 年 1 0 月 1 日から、プラスチック資源の回収拡大を図り、ごみの資源化を促進するため、これまで燃やすごみとして回収していた製品プラスチックの一部を、資源物として回収します。

○新しく資源物として回収するもの（製品プラスチックの一部）

一番長い辺の長さが 5 0 cm 未満で、**プラスチックのみ**でできているもの

（例）プラスチックのバケツ、ハンガー、タッパー型容器、クリアファイル、CD ケースなど

○出し方

資源物の収集日に、「プラスチック容器包装用の指定袋（黄色の指定袋）」に入れてごみ集積所に出す。

※これまでその袋で出していたプラスチック容器包装と一緒に入れてお出しいただけます。

※収集日の変更はありません。

参考

回収できないものの例

- ・プラスチック以外の素材を含むもの
- ・まな板など、厚みがあって固いもの
- ・ビニールひも、シートなど、広げると 5 0 cm を超えるもの



燃やすごみ

- ・一番長い辺が 5 0 cm を超えるもの



燃やすごみの袋に入る場合は、燃やすごみ
入らない場合は、粗大ごみ